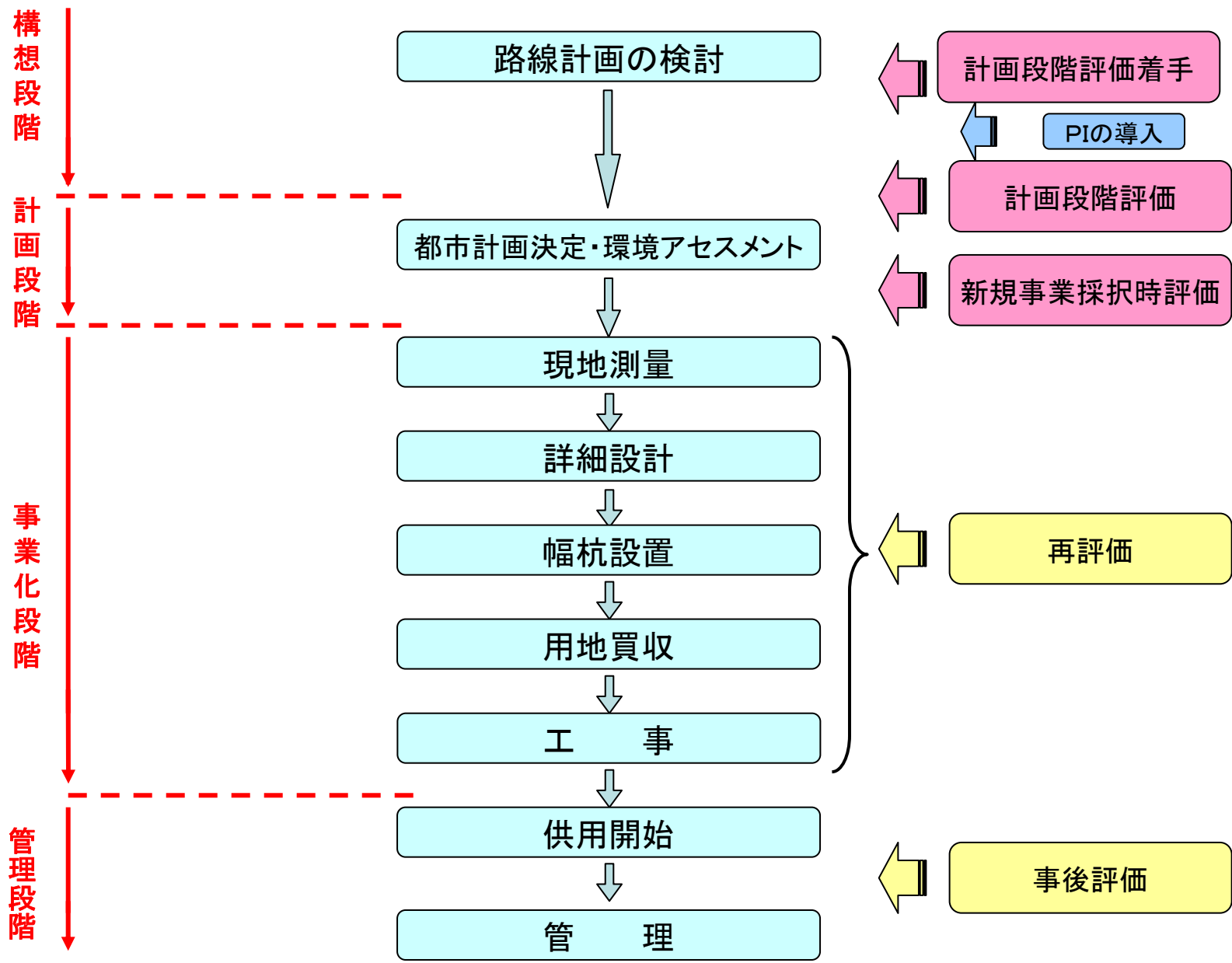


事業評価手続きについて



道路計画・事業のプロセス



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針（案）

H22.8.9 公表資料

公共事業の実施過程の透明性を一層向上させるため、事業の必要性等が検証可能となるよう評価の手法を改善するとともに、計画段階での事業評価を新たに導入

1. 政策目標評価型事業評価の導入

政策目標評価型事業評価として、以下の取り組みを実施する。

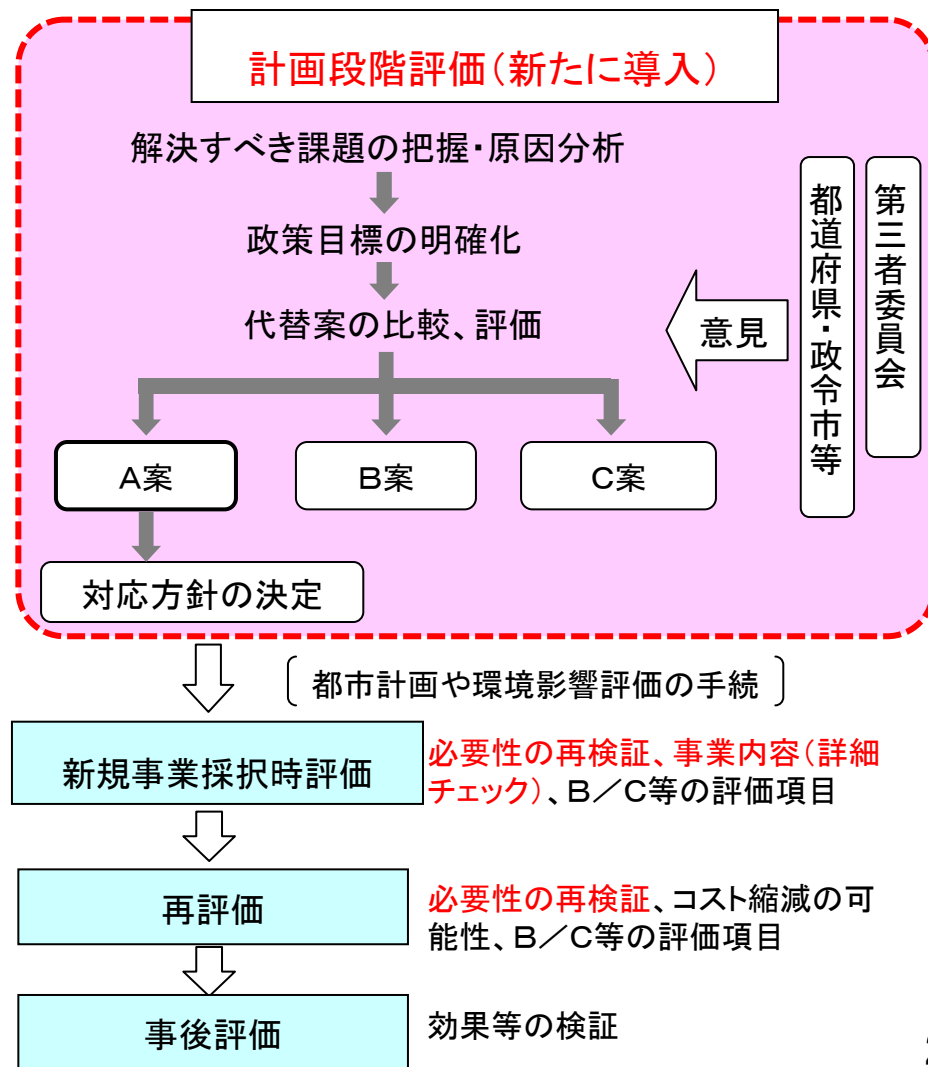
①事業の必要性や内容が検証可能となるよう 評価の手法を改善

- 事業目的となる解決すべき課題・背景の把握、原因分析
- 政策目標の明確化
- 政策目標に応じて評価項目を設定し、代替案を提示した上で、具体的データやコスト等から比較、評価

②計画段階の事業評価を導入

- 代替案の比較評価を行う計画段階における事業評価を実施

【政策目標評価型事業評価の一般的な流れ】



「政策目標評価型事業評価」の導入についての基本方針（案）



2. 計画段階評価の基本的枠組み

○評価の対象

国土交通省所管公共事業のうち、維持・管理に係る事業、災害復旧に係る事業等を除く、右表に掲げる直轄事業等

○評価の時期

右表に掲げる時期を原則とする

○都道府県・政令市及び第三者意見聴取

事業の内容について関係する都道府県・政令市等の意見を聴いた上で、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く

※ 河川事業、ダム事業について

河川法に基づき、学識経験者等から構成される委員会等において、当該事業の代替案の比較評価を含めた審議等を経て、河川整備計画の策定・変更を行う場合は、計画段階評価の手続きが行われたものと位置付ける

計画段階評価の対象事業、実施時期

所管部局	計画段階評価の対象とする事業	計画段階評価の実施時期
河川局	河川事業	新規事業採択時評価の前年度まで
	ダム事業	
	砂防事業	
	地すべり対策事業	
河川局 港湾局	海岸事業	
道路局	新設・改築事業	都市計画や環境影響評価の手続きに入る前の段階 上記手続き対象外の場合は、新規事業採択時評価の前年度まで
港湾局	港湾整備事業	新規事業採択時評価の前年度まで
航空局	空港整備事業	
都市・地域整備局	都市公園事業	

3. 試行等について

○平成22年度においては、一部の直轄事業について計画段階評価を試行

※経過措置

平成23年度予算及び平成24年度、平成25年度予算に係る新規事業採択時評価を実施する事業は、計画段階評価を併せて実施 等



国土交通省所管の公共事業評価と実施要領改訂の概要

【事業評価の目的】

公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図る

【事業評価の位置付け】

政策評価法（平成14年4月1日施行）における政策評価制度の一環

全ての公共事業について各事業毎の事業評価マニュアル等に基づき事業評価を実施（維持・管理、災害復旧に係る事業等を除）

- 新規事業採択時評価（平成10年度～）
- 再評価（平成10年度～）
- 事後評価（平成15年度～）

【評価結果の積極的な公表】

- ・ 平成12年度より評価結果はインターネット等で公表
- ・ 平成16年度より各事業評価の一連の経緯が一目で分かるよう、費用便益分析などのバックデータを含め、事業評価カルテとして一括整理、インターネットで公表
- ・ 平成20年3月より再評価を行う際の視点（投資効果等の事業の必要性、事業の進捗の見込み、コスト縮減等）を記載し公表内容を充実

<事業評価の新たな取り組み>

○都道府県・政令市への意見聴取の導入

直轄事業等の新規事業採択時評価及び再評価について、地方負担の負担者である 都道府県・政令市等からの意見を聴く。

【（新規事業採択時評価）H21.12.24実施要領改定】

【（再評価）H22.4.1実施要領改定】

○第三者による事前審査の充実

直轄事業等の新規事業採択時評価について、学識経験者等の第三者から構成される委員会等の意見を聴く。事業評価監視委員会等の資料を検証可能なものに改善する。【H21.12.24実施要領改定】

○国会審議へ資するための取り組み

直轄事業等については、1月末までを目途に新規事業採択時評価および再評価を実施し、評価結果を公表する。【H21.12.24実施要領改定】

○再評価実施時期の短縮

事業化後、10年継続で1回目の再評価となっている規定を5年継続に短縮にするほか、直轄事業等に関する実施サイクルを5年から3年に短縮する。【H22.4.1実施要領改定】

	従 前	改 定(H22.4.1)
公共事業	＜直轄事業等、補助事業等＞ 5年未着工・10年継続・5年毎	＜直轄事業等＞ 3年未着工・5年継続・3年毎 ＜補助事業等＞ 5年未着工・ 5年継続 ・5年毎
その他施設費	3年未着工・7年継続・3年毎	3年未着工・ 5年継続 ・3年毎